

●●●●●● 故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！ ●●●●●●

# 群馬弁護士ニュース NO12

弁護士HP

原子力損害賠償群馬弁護士

検索

クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護士(団長)鈴木克昌  
 【連絡先】〒371-0844  
 前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303  
 新前橋法律事務所内  
 [TEL] 027-251-7871 [FAX] 027-251-7989

## 5月1日裁判報告 原告本人尋問始まる！/千葉地裁に次いで全国で2番目 佐藤証人が世界基準の視点から、東電・国の責任を問う

●進行協議で、東電・国が原告全世帯からの原告本人尋問を申請・・・5月末までに回答

### ■5・1裁判における佐藤証人の存在意義■ (弁護士事務局長) 関 夕三郎

5月1日に行われた裁判では、いよいよ証人尋問・原告本人尋問が始まりました。その先頭を切って証言台に立って頂いたのは、私共から申請した佐藤暁証人でした。

佐藤証人は、元ゼネラル・エレクトリック(GE)社に勤務されていた原発技術者の方です。原発は、非常に大きなプラントであり、技術的知見といっても多岐にわたりますが、その中でも、佐藤証人は、諸外国(特にアメリカ)における安全規制について非常に造詣が深い方です。ここで、私共がなぜ佐藤証人に証言をお願いしたのか、いわば、この裁判における佐藤証人の存在意義についてご説明いたします。



関 夕三郎 弁護士

福島第一原発に関して東電や国に様々な問題があったことは、事故に関する政府事故調査委員会や国会事故調査委員会を始め、国内外の各種の調査・研究によって究明されてきました。

例えば、国会事故調査委員会が「規制の虜(とりこ)」という言葉を用い、問題の根底にある国と原子力事業者のもたれ合いの構造を指摘したのは、ご存知の方も多いと思います。

私共の裁判でも、それらの調査・研究成果を活用して、東電と国のお粗末さを指摘しています。ただ、民事裁判では、それだけでは足りません。なぜなら、そのお粗末さが「違法」と言えるか、少し分かりやすく言い換えると、「許容できる範囲を超えるお粗末さか」を判断する必要があるからです。

これは、国内の事情を見ているだけではなかなか判断できません。なぜなら、杜撰な人達のグループだけ見ていると、みんな杜撰なので、その杜撰さがどの程度酷いのか判断しにくいからです。そこで、我が国の原子力業界のお粗末さの程度を見極める方法として、諸外国における安全対策・安全規制と比較するという道が見えて来わけです。佐藤証人は、正に、そのために証言して頂いた方です。



佐藤 証人

### ■佐藤証言で何が明らかにされたか■

佐藤証人には、地震対策、津波(外部溢水)対策、シビアアクシデント対策について、それぞれ世界水準の考え方、規制の実情などをご証言いただきました。

例えば、アメリカでは、西海岸では津波、東海岸ではハリケーンによる水面の上昇が大きな関心事なので、「津波対策」というよりは「外部溢水」の方がじっくり来るようですが、いずれにせよ、津波やハリケーンによる水面の上昇だけを試算するのではなく、それに加えて、気圧による水面の上昇や潮の満ち引きも考慮に入れ、それぞれについて原発にとって最も厳しい数値を合計して、安全性を考える上での基準を立てます。また、「確率論的ハザード評価」という手法を用いた場合には、国際原子力機関(IAEA)が設定している安全目標である「1万年に1回」の確率で起こり得る津波に備えるのが世界水準であり、アメリカ西海岸にあるディアブロ・キャニオン原子力発電所がそれに沿って行った安全性評価の検証についてもご紹介いただきました。

原発は、我が国だけの技術ではありません。ひとたび深刻な事故が起これば、地球規模で環境を汚染するしる物です。当然、安全性の維持については、世界中で情報を共有し、国内はもちろん、外国にも迷惑を掛けないように国と原子力事業者は万全の安全管理を行わなければなりません。佐藤証言は、福島第一原発事故についてはそれができていなかったことを明らかにしてくれました。

### ■佐藤証人に関する今後の手続について■

5月1日に実施されたのは、当方からの尋問(これを「主尋問」と言います。)のみでした。今後、日を改めて、東電と国からの尋問(これを「反対尋問」と言います。)が行われます。また、反対尋問が行われるときは、裁判所からの尋問(これを「補充尋問」と言います。)も行われます。

反対尋問の日程は、当方からは6月26日(金)を提案しましたが、これに対して国が非常に強い抵抗を示しているため、7月以降になる見込みですが、まだ具体的な日程は決まっていません。決まり次第、皆様にもご案内させていただきます。

### 次回の日程

**5月22日(金) 前橋地裁 10時~17時/21号法廷(2階)**

※次回も傍聴券が発行される可能性があります。9時20分までにおいて願います。

(傍聴券発行の場合)9時10分~25分の間に1階で整理券が発行され、傍聴は抽選となります。

※裁判所周辺には県庁の食堂以外に余り食堂がありませんので、希望者にはお弁当の注文を取ります。

⇒開廷前に弁護士事務局長が注文を取り、お昼に弁護士会館で代金引換でお渡しします。

※お昼時間に、弁護士会館の3階を休憩場として借りてあります。ご利用下さい。

《裁判の内容》 **原告本人尋問(午前4名、午後6名の予定)**

### 次次回以降の日程

■6月26日(金)10時~17時 原告本人尋問

■7月31日(金) ※7/31、9/11の内容は22日の

■9月11日(金) 進行協議含め、今後検討していく。

<予備日>10月16日(金) 11月20日(金)

### 【報告集会にご参加願います】

裁判終了後、非公開の進行協議が行われ、その後、弁護士会館3階で報告集会を行いますのでご参加願います。



5月1日裁判報告



原告本人尋問・7名が証言



短時間の中に避難生活の過酷さをしっかり証言

証言を終えた原告M氏

「こんなに素晴らしい弁護士さんに支えられ、幸せです」

5月1日の裁判は、期日寸前になって傍聴券を発行することが分かり、傍聴整理券取得のためにいつもより早く裁判所に向きました。傍聴券を求めて90人以上が裁判所1階に並び抽選結果を待ちました。こうして、証人尋問・原告本人尋問の裁判は始まりました。一面既報のとおり、専門家証人の佐藤氏に続き原告本人尋問に移り、7名の原告が証言しました。

原告のみなさんは、普通の生活を送る中で突然被害に遭い、過酷過ぎる悲惨な体験をして現在に至っています。失ったもの、奪われたものは計り知れず、将来設計もままならず、人生そのものが打ち砕かれました。

今回は、ご主人を亡くされたHさんの本人尋問を担当された東條宏弁護士へのインタビューを報告いたします。

<原告本人尋問を担当した東條弁護士に聞く>

■東條先生、お疲れ様でした。短時間の尋問でしたが、どの様な準備をされたのでしょうか。

東條：茂木先生と原告を担当してADRの方も申立てしてきましたので、原告とは何回もお話しをしてきましたが、改めて3回ほど打ち合わせをしました。打ち合わせに際して、事前に原告に証言したい事をまとめてきてもらい、そのメモを参考に証言骨子を作成しました。前日、当日まで証言し易いように調整しました。



東條宏弁護士

■主尋問・反対尋問合わせて30分という制限の中で大変だったのではないのでしょうか。

東條：私たちの想像を絶する過酷な体験をしているのですから、語っても語り尽くす事はできないでしょう。また、裁判所で証言する体験も相当のプレッシャーになっていました。私たちは証拠として原告全員の詳細な陳述書を提出していますので、一番言いたい事を端的に事実だけを証言するように、茂木先生と相談して1問1答を作り、余りプレッシャーを感じない様にしました。

■証言を終えて尋問や証言の内容はいかがでしたか。

東條：Hさんはご主人を昨年10月に亡くしています。ご本人も原発事故後の劣悪な生活環境で体調を崩し、日常生活にも事欠き、薬の欠かせない生活を送っています。そんな状況下での証言でしたが、ご夫婦が体験した事を事実に基いてしっかり証言していただきました。実は、私もプレッシャーを感じていて、ホットしているところです。

■先生の老練な尋問と渋みのある口調で、聞いている人に安心感を与える印象でしたが、裁判官を退官して弁護士になられたと伺いましたが。

東條：司法修習は19期で、今74歳です。39年の裁判官生活でした。前橋地裁の民事部で退官し弁護士登録しました。

弁護士になって、依頼者から話を聞き解決に向けて方針を立てて活動する大変さを感じています。知識と経験が試されますね。

■先生が原賠・群馬弁護士会に加わったきっかけはどの様なことだったのでしょうか。

東條：2011年3月11日、大震災の映像は凄まじく、原発事故は信じがたいものでした。同時に東電・国の対応のひどさを常々感じておりましたが、『こうした事故は日が経つと風化してしまうもので、自分も同じかもしれない』と思い、群馬弁護士会が募っていた被害者相談会のメンバーに加わり、被害者に寄り添いやることを



裁判を報じる新聞各紙

●傍聴券取得のために

早くから裁判所に来られたみなさん、ご支援・ご協力ありがとうございました。

●全国から参加された弁護団のみなさん、

ありがとうございました。

北海道、生業、みやぎ、山形、新潟、さいたま、首都圏、東京、千葉、かながわ、関西、愛知、京都

(13弁護団、25名)

やって行こうと足を踏み出した次第です。

弁護団の事務局の先生をはじめメンバーのみなさんは理論的にも実践的にも素晴らしいです。学ばされるどころが多く、弁護団会議には必ず出席するようにしています。尋問に際してもいろいろアドバイスいただき、助かりました。

■先生がお元気に活躍されていることは他の弁護士の励みにもなると思います。これからもよろしくお願ひします。



報告集会の参加者

(聞き手：事務局)

「弁護団ニュースNO4」に、今回証言したHさんのご主人が投稿した文書を再度紹介します。

私達夫婦は、東電原発事故により今までの平穏な暮らしを失いました。

私の会社は、相双地区(相馬・双葉郡)に顧客を有していた為、原発事故による業績不振になった事と、妻の放射能に対する精神的不安が極限だったのを理由に、群馬の支店への転勤という選択をせざるを得ませんでした。妻も原発事故の影響で会社が閉鎖になり解雇されました。

現在までに二度の引越しを経て、住宅環境によりペットを手放し里親に託すという辛い選択もしなければなりません。事故後、住環境の昼夜を問わずの騒音や精神的不安から妻は閉鎖的な生活になり、不眠や身体の冷えによる歩行困難など様々な症状が起きてきました。

それら全てが、明らかに原発事故が原因であるにも関わらず、東電とのやり取りの中で「避難区域外」という勝手な線引きで、私達の精神的・身体的・経済的損害に対しての補償がなされる事はなく、不公平で不誠実な東電の対応に悔しい思いをしてきました。でも泣き寝入りはしたくない!! そう思いながらも個人レベルでどうしたら良いのか具体策もなく、行き詰っていた時に「集団訴訟」の事を知りました。

原発事故の風化を避けるため、社会に問題提起をするためにも集団提訴で闘う事を決断しました。震災のみならず失ったものまでを、原発事故により失ったのは明らかです。失ったものは元には戻りませんが、納得のいく補償を強く望んでいます。

<こんな一場面がありました>

原告本人尋問の途中、関弁護士が突然に発言

「あそこの国側代理人が居眠りを続けています！」と厳しく指差しました。裁判長は、裁判所職員に「注意するように」と指示。居眠り代理人が注意されました。実はこの代理人、以前から居眠りをしており、原告から「耳元で『起きろ!』って怒鳴りたい」と怒りがかっていました。見かねた関弁護士の一喝でした。スッキリ!